事務連絡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成26年4月16日

　　　都道府県

各　　指定都市　　　民生主管部（局）御中

　　　中核市

　　　　　　　　　　　　　　 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社会・援護局福祉基盤課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社会・援護局障害保健福祉部企画課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　老健局総務課

社会福祉施設及び介護保険施設等における高病原性鳥インフルエンザ

（H５亜型）が疑われる事例の発生について

今般、農林水産省により、別添のとおり、熊本県球磨郡の養鶏農場において高原病鳥インフルエンザ（H5亜型）が疑われる事例が発生した旨の発表を受け、平成26年4月13日付け事務連絡「高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）が疑われる事例の発生について」（厚生労働省健康局結核感染症課）が発出されたところです。

社会福祉施設及び介護保険施設等（以下「施設等」という。）における感染症対策については、「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発0222002号、老発第0222001号）に基づく対応をお願いしているところですが、貴部局におかれましては、改めて所管の施設等に対し、鳥インフルエンザ等が疑われる利用者及び従事者が見受けられた場合には、早急に医療機関での受診を指示するとともに、同通知に基づき市町村等の施設等担当部局及び保健所へ報告するよう、周知徹底をお願いします。

　併せて、貴部局におかれましては、施設等の所管部局を通じ、施設等の衛生担当責任者が適宜下記情報の確認、関連機関との連携、家きんが飼育されている場合には、それらの家きんと野鳥との接触をさけるよう周知徹底を行うなど、鳥インフルエンザ等の感染予防対策や発生時の対応に取り組めるよう指導をお願いいたします。

　なお、各都道府県におかれましては、管内市町村にも本事務連絡の内容について周知されますようお願いします。

【参考】

○鳥インフルエンザに関する最新情報

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/>